

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができる。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原
所在地 井原市下出部町二丁目一一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ
住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 店舗北側第一駐車場 百四十四台
店舗東側第二駐車場 百四十八台
店舗南側第三駐車場 十六台
駐車場収容台数の合計 三百八台

(変更後) 店舗北側第一駐車場 七十六台
店舗東側第二駐車場 百四十八台
店舗南側第三駐車場 十六台
駐車場収容台数の合計 二百四十台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 店舗北側第一駐車場 三箇所（届出書図面三のとおり）
店舗東側第二駐車場 二箇所（届出書図面三のとおり）
店舗南側第三駐車場 二箇所（届出書図面三のとおり）
駐車場自動車の出入口の数の合計 七箇所

(変 更 後) 店 舗 北 側 第 一 駐 車 場 二 箇 所 (届 出 書 図 面 四 の と お り)
 店 舗 東 側 第 二 駐 車 場 二 箇 所 (届 出 書 図 面 四 の と お り)
 店 舗 南 側 自 動 車 の 出 入 口 の 数 の 合 計 (届 出 書 図 面 四 の と お り)

4 変 更 年 月 日
 令 和 二 年 二 月 十 五 日
 出 二 年 二 月 二 十 二 日
 縦 覧 の 期 間 及 び 場 所
 1 縦 覧 の 期 間 六 月 二 日 か ら 同 年 十 月 二 日 ま で
 2 縦 覧 の 場 所

二
三

届
令
縦

岡 山 県 産 業 労 働 部 経 営 支 援 課 及 び 井 原 市 未 来 創 造 部 商 工 課